

びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルの出し方

びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルを出すときは、下記表を確認してください。地域の資源回収に出すことができるものは、地域の資源回収に出すようご協力をお願いします。

排出時の注意事項

- ▷バケツ、かご、箱などの容器に入れて出してください。(袋では出せません)
- ※品目ごとに別の容器に入れてください。
- ▷割れたガラスは、透明または半透明の袋に入れてから容器に入れてください。
- ▷びん、かん、ペットボトルは、中を軽くすすいでください。
- ▷びん、かん、ペットボトルの中には、たばこの吸い殻などの異物を絶対に入れないでください。
- ▷ペットボトルは、キャップとラベルを外し、なるべくつぶしてください。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

種類	対象となるもの	対象とならないもの
びん	飲料・食品・化粧品・飲み薬のびん	▷汚れの取れないびん…燃やさないごみへ ▷ガラス製のコップ、グラス等…ガラスへ
かん	飲料用のスチール缶・アルミ缶・アルミボトル、食品・缶詰の缶、食用油の缶	▷スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ…有害ごみへ ▷飲料・食品用以外の缶、塗料の缶…燃やさないごみへ ▷一斗缶…粗大ごみへ
陶磁器	茶わん、植木鉢、土鍋、土瓶、急須 ※一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみへ	▷七輪…燃やさないごみへ ▷レンガ、瓦、タイル…販売店または専門業者へ処分を依頼してください。
ガラス	ガラス製のコップ・グラス・皿・花瓶・灰皿・風鈴、板ガラス ※一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみへ	▷網入りガラス、合わせガラス、金属などの異素材が付随しているガラス…燃やさないごみへ
ペットボトル	マークがある容器(ジュースやコーヒーなど飲料用の容器、日本酒や料理酒など酒類の容器、しょうゆ・食酢・ノンオイルドレッシングの容器など)	▷マークがない容器(食用油、ソースなど油脂を含むもの、香辛料が強い容器など、洗剤やシャンプーなどの非食品容器)…中をすすいで容器包装プラスチックごみへ

資源物は地域の集団回収へ

地域の自治会、PTA等の各団体が集団回収を行っています。

集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、コミュニティづくりや物を大切にすることを育てるにも役立っています。また、「資源再利用推進報償金交付団体」に登録後、集団回収を実施した各団体へ、回収量に応じた報償金(表参照)が市から交付され、各団体の活動費として役立てられています。

日や回収する資源物は、各団体で異なりますので、各団体へご確認ください。新たに集団回収を行うたい団体は、一定の条件を満たせば行うことができますので、お問い合わせください。清掃リサイクル課ごみ減量推進係

報償金単価

品目	単価(1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8ℓびん	16円
ビールびん(大びん)	16円
その他のびん	15円

国民年金保険料納付案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話、文書、戸別訪問による保険料の納付の案内業務を民間委託しています。

受託事業者 アイヴィジット・東洋紙業共同企業体 ☎0570-021-781

※IP電話からは ☎03-3941-3162

受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

※訪問員が訪問する際は、日本年金機構が発行した顔写真入りの身分証明書を提示します。

※訪問員が現金、通帳、キャッシュカード等を預かることはありません。また、ATM操作をお願いすることはありません。

※民間委託についての詳細は、日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp> をご覧ください。

問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30-3410

消費生活講座

初めての終活講座 ～エンディングノートから始めよう～

終活をこれから始めようという人、どこから始めたらいいかわからず困っている人、始めたいけどなかなか手が付けられない人向けの、知っておくと安心できる終活の基本講座です。

日時 9月15日(木) 午後2時～3時30分

会場 市役所2階204会議室

対象 市内在住・在勤・在学の方

内容 エンディングノート

講師 終活カウンセラー 石崎公子氏

定員 先着40人(予約制)

費用無料

持ち物 筆記用具

共催 都消費生活総合センター

申し込み 電話で市民安全課市民相談係へ



国民年金保険料の口座振替等の下期前納手続きは8月末まで

令和4年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は1万6千500円ですが、まとめて前納すると、割引が適用され、お得です。

例えば、10月分、令和5年3月分の6か月分を毎月納付する場合、合計額が「9万9千540円」となりますが、現金やクレジットカード等でまとめて前納すると「9万8千730円」となり、「810円」の割引になります。

また、口座振替でまとめて前納する場合は「9万8千410円」となり、「1千130円」の割引になります。

申し込み期限は、下表のとおりです。

手続き場所 口座振替：金融機関または青梅年金事務所▽クレジットカード：青梅年金事務所

※手続きには納付書、預金通帳、預金通帳届出印等が必要になりますので、金融機関、青梅年金事務所

前納の種類	申し込み期限	
	6か月	下期 10月～令和5年3月
	上期 5年4月～9月	5年2月末
1年	5年4月～6年3月	
2年	5年4月～7年3月	

年金事務所にご確認ください。問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30-3410、市保険年金課

高齢者スマートフォン体験会

高齢者の方を対象に、スマートフォン利用に関する講義や操作体験を行います。

日程 8月26日(金)

時間 ①午前10時～午後1時 ②午後2時～5時

会場 福祉センター第5集会室

対象 スマートフォンを利用していない、または通話等の基本機能のみ利用している60歳以上の都民

内容 スマートフォンの基本操作(タップ、スワイプ、ピンチ等)、スマートフォンでできるコミュニケーション(SNS、チャット、ビデオ通話等)

定員 各回10人(抽選)

※定員を超えた場合は抽選で参加者を決定し、参加不可の方のみ開催日5日前までに電話で連絡します。

費用無料

その他 都デジタルサービス局と共同で実施します。

申し込み 18日までに次のいずれかの方法でスマートフォン普及啓発事業事務局へ

▽電話 ☎03-5348-2735 (月～金曜日 午前9時～午後5時)

▽ファックス ☎03-5348-2731

※ファックスの場合、必ず要事項(希望の日時、会場、氏名、年代、性別)

※試用する機種は指定不可

お問い合わせ スマートフォン普及啓発事業事務局、市高齢者支援課 地域支援係